

2 価格対策業務

1) 補助・助成事業

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構補助事業

① 肉用子牛生産者補給金制度

契約肉用子牛 1 頭当りに必要な生産者積立金を生産者の負担金と県、国の助成により造成し、四半期毎の平均売買価格が肉用子牛の再生産を確保することを旨として設定された「保証基準価格」を下回った場合に、生産者補給金を交付する事業を実施する。

② 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

a) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

(a) 制度運営適正化推進

補給金制度に係る業務を適正に実施するため、肉用子牛の個体識別及び個体登録、販売・保留の確認、制度推進の啓蒙・指導等円滑な業務推進と新統一電算システムによる機構への業務執行状況の報告を行う。

(b) 指定協会調査指導

補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、事務委託先及び契約生産者に対する補給金交付契約の内容、手続等、事務の実施状況について定期的な点検、調査、指導を行う。

b) 指定協会運営体制支援事業

補給金制度の円滑な実施を図るため、指定協会の運営体制を強化するための財政支援を受け、運営基盤の強化を図る。

③ 肉用牛経営安定対策補完事業

肉用牛生産基盤の強化と経営安定を図るため、地域の中核的担い手が計画的に高能力の繁殖雌牛を増頭した場合に奨励金を交付することにより、自家生産肥育素牛による収益性の向上を目指すと共に肥育経営から一貫経営への移行を牽引して新たな繁殖牛の導入や規模拡大を行う経営に対する支援を実施する。

2) 受託事業

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構受託事業

① 養豚経営安定対策事業

養豚事業者、養豚関係者等を対象に、事業開始時及び事業内容の変更のあった時等必要に応じて事業説明会等を開催し、事業内容の周知を図る。

また、事業の適正な実施を図るための勉強会開催及び事業の執行状況に係る確認等連絡調整を行う。

② 肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛肥育経営は、もと畜の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、かつ、生産費に占めるもと畜の割合が大きいことから、もと畜価格と枝肉価格によっては大幅な収益性の悪化が懸念されるため、行政庁、(独)農畜産業振興機構及び関係団体との緊密な連携のもとに、本業務を効率的かつ効果的に運営することで補てん金の円滑な交付業務を推進する。

3) その他

- (1) 事業推進に必要な調査を実施する。
- (2) 関係団体、関係事業との協力を努める。